

## 福祉人材の確保にむけた施策の充実を求める意見書

高齢者や障害者の福祉・介護サービスが、いま深刻な人材不足に直面し大きな社会問題になっています。

中央福祉人材センターの統計によると、都内における福祉人材の有効求人倍率は2003年度には0.62倍だったのに対し、2006年11月には4.72倍に悪化しています。

特に、介護保険サービスに従事する介護労働者については、高齢社会の進展などに伴い、今後10年間で40万人から60万人の人材確保が必要とされています。福祉人材の不足は、まさに介護保険制度や障害者福祉の分野においても根幹を揺るがす問題となっています。

このような中で、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくため、昨年8月に14年ぶりに改定された国の福祉人材確保指針が告示されました。社会保障審議会委員の論議やパブリックコメントで寄せられた声が反映され、新指針では「労働環境の改善」が大きく打ち出されました。また、自治体の役割としても、福祉人材の給与等の水準把握、労働時間の短縮の推進などが掲げられています。この新指針を国や自治体、福祉関係者が力をあわせて実効あるものにしていく必要があります。

よって、江戸川区議会は、政府及び東京都に対し、福祉人材の賃金・労働条件の向上と、職員配置基準の改善を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月4日

江戸川区議会議長 田 島 進

内閣総理大臣、厚生労働大臣、東京都知事 へ